

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)平成29年度第2四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	東部環境事業センター 真空式温水ヒーター修繕	産業用機器	(株)日本サーモエナー	1,674,000円	平成29年7月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	南港管路輸送施設南北系統圧縮機修繕	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	1,706,400円	平成29年7月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	南港管路輸送施設南系統輸送管修繕	産業用機器	(株)ビルド	1,879,200円	平成29年8月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	南部環境事業センター 真空式温水ヒーター修繕	産業用機器	(株)日本サーモエナー	1,911,600円	平成29年8月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

東部環境事業センター 真空式温水ヒーター修繕

2 契約相手方

株式会社 日本サーモエナー 関西支社

3 随意契約理由

東部環境事業センター設置の真空式温水ヒーターは、株式会社日本サーモエナー独自の技術により設計・製造されたものである。

本修繕については、製造者独自の技術による部品に加え、メーカー封印箇所部分もあり、本機器を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生じる可能性があること、また修繕後の性能、作動状態、安全性（製造物責任）に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、製造者である株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2, 第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送施設 南北系統圧縮修繕

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

コンテナ移動装置及びごみ圧縮機は、南港ポートタウンからごみ輸送管を通じて中継センターに収集されたごみを圧縮する機械と圧縮したごみをコンテナに詰め込み焼却工場へ搬送するため、コンテナ車両に積むため自動で移動できる装置であり、老朽化による修繕が必要となっている。

コンテナ移動装置及びごみ圧縮機は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施行したものであり、本修繕については、当設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

当設備を設計・施工した会社以外では、本修繕の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、

本修繕に対して一貫した責任を持たせることが出来る業者は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課南港管路輸送センター

（電話番号06-6612-4981）

随意契約理由書

1. 案件名称

南港管路輸送施設 南系統輸送管修繕

2. 契約の相手先

(株)ビルド

3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

南港ポートタウン内に直接地下埋めされた総延長 11 キロメートルにわたる南港管路輸送設備のごみ輸送管は、ごみ収集設備の構成の一部で、大成建設(株)が独自の技術により設計・施工したものであるが、維持・補修などサービス業務を停止したあと当該会社の下請け業者であった(株)ビルドに委嘱されており、これまでもごみ輸送管の維持補修にも実績があり、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で安全に行うことができる。

特に、穴開きによる地下水の侵入やそれによりごみの詰まりが発生した場合、管路輸送によるごみの収集が不能となるため、短期間で補修を完了しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備のサービス業務を委嘱された会社以外では、技術対応が不可能であり、施設全体の性能・作動状態等について保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ビルドのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課 南港管路輸送センター

(電話番号 06-6612-4981)

随意契約理由書

1 案件名称

南部環境事業センター 真空式温水ヒーター修繕

2 契約相手方

株式会社 日本サーモエナー 関西支社

3 随意契約理由

南部環境事業センター設置の真空式温水ヒーターは、株式会社日本サーモエナー独自の技術により設計・製造されたものである。

本修繕については、製造者独自の技術による部品に加え、メーカー封印箇所部分もあり、本機器を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生じる可能性があること、また修繕後の性能、作動状態、安全性（製造物責任）に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、製造者である株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2, 第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)